

岩手県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成20年9月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	グループホームつばき	グループホームつばき・りんご	陸前高田市高田町字中田69番地2	平成20年8月1日
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	グループホーム金山	グループホーム金山・竹の里	陸前高田市竹駒町字相川73番地30	〃

2 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	グループホームつばき	グループホームつばき・りんご	陸前高田市高田町字中田69番地2	平成20年8月1日
医療法人勝久会	大船渡市大船渡町字山馬越188番地	グループホーム金山	グループホーム金山・竹の里	陸前高田市竹駒町字相川73番地30	〃